

柔道整復療養費検討専門委員会に おける議論の整理に係る検討(案)

施術管理者の研修受講・実務経験関係

※前回の検討専門委員会からの変更箇所を赤字で記載

⑩施術管理者について研修受講や実務経験を要件とする 仕組みの導入

○施術管理者の新規登録について、施行日以後、

(1) 施術所における実務経験

(2) 研修の受講

を要件としてはどうか。

○ 実務経験について

- (1) 実務経験の期間について、これまでの専門委員会では3年間という議論があったが、3年間とすることについて、どう考えるか。
- (2) 病院、診療所(指定保険医療機関)において、柔道整復師が勤務し従事していた期間については、一定期間、実務経験の期間として認めることとしてはどうか。
(一定期間は施術所における実務経験を求めてはどうか。)
具体的には、例えば(1)を3年間とする場合、病院、診療所(指定保険医療機関)での従事期間を最長2年間まで実務経験の期間として認め、残りの1年間以上は施術所における実務経験を求めることについて、どう考えるか。

(続く)

○ 実務経験について

(続き)

(3) 現在養成施設の学生である者については、激変緩和措置として、経過措置を設けてはどうか。

具体的には、29年度に学生である者については、実務経験を緩和することとしてはどうか。

(その場合にも、研修の受講は必要。)

例えば、実務経験を1年間に緩和することについて、どう考えるか。

(4) 養成施設の卒業生の働く場(実務経験を積む場)の確保については、養成施設での就職支援のほか、施術者団体による従業者の募集情報の提供などを活用することとしてはどうか。

(続く)

○ 実務経験について

(続き)

- (5) 施術管理者の新規登録の際、施術所が作成した証明書により実務経験を確認し、地方厚生(支)局において施術管理者情報として管理することとしてはどうか。

○ 実務経験について

(参考) 実務経験3年＋研修の主な例

講習・研修／養成	対象者	実務経験要件	実務経験年数	講習研修
<p>管理理容師 ・ 管理美容師指定講習 (理(美)容師が複数いる理(美)容所の衛生管理責任者)</p>	<p>理容師 ・ 美容師</p>	<p>理(美)容師免許を取得後、理(美)容の業務に従事</p>	<p>3年以上</p>	<p>厚生労働大臣の定める基準に従い都道府県知事指定した講習会の課程を修了</p>
<p>かかりつけ薬剤師指導料 及び かかりつけ薬剤師包括管理料 (患者の受診医療機関と服薬状況を一元的に管理)</p>	<p>薬剤師</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・保険薬剤師として薬局勤務経験 ・医療に係る地域活動の取組に参加している 	<p>3年以上</p>	<p>薬剤師認定制度認証機構が認証している研修認定制度等の研修認定の取得</p>
<p>緩和ケア診療加算 (悪性腫瘍または後天性免疫不全症候群の患者を対象とした医師2名・看護師1名・薬剤師1名のチームによる症状緩和治療)</p>	<p>医師</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・症状緩和治療を主たる業務 ・がん専門病院又は精神医療の従事 	<p>3年以上</p>	<p>緩和ケアの基本教育のための都道府県指導者研修会 (国立がん研究センター主催)等</p>

(参考)

診療報酬上の施設基準における実務年数が3年の例

	対象	実務経験要件	経験年数	研修	研修期間
かかりつけ薬剤師指導料及びかかりつけ薬剤師包括管理料	薬剤師	保険薬剤師として薬局勤務経験	3年以上	薬剤師認定制度認証機構が認証している研修認定制度等の研修認定の取得	—
緩和ケア診療加算	医師	・症状緩和治療を主たる業務 ・がん専門病院又は精神医療の従事	3年以上	緩和ケアの基本教育のための都道府県指導者研修会(国立がん研究センター主催)等	—
精神科リエゾンチーム加算	看護師	精神科等の経験	3年以上	国及び医療機関関係団体等が主催する研修	6月以上かつ600時間以上
感染防止対策加算	医師	感染症対策の経験	3年以上	—	—
回復期リハビリテーション病棟入院料 ・体制強化加算	医師	リハビリテーション医療に関する経験	3年以上	医療関係団体等が開催する回復期のリハビリテーション医療に関する理論、評価方法等に関する総合的な内容を含む研修	数日程度、14時間程度
院内トリアージ実施料	看護師	救急医療に関する経験	3年以上	—	—

(参考) 診療報酬上の施設基準における実務年数が3年以外の例

	対象	実務経験要件	経験年数	研修	研修期間
有床診療所緩和ケア診療加算	医師	悪性腫瘍患者又は後天性免疫不全症候群の患者を対象とした症状緩和治療を主たる業務とした経験	1年以上	緩和ケア研修会の開催指針に準拠した緩和ケア研修会 都道府県指導者研修会(国立がん研究センター主催)	
移植後患者指導管理料	看護師	臓器移植に従事した経験	2年以上	医療関係団体が主催する研修	通算して3日間以上の講義、演習、実習等(講義、演習等は10時間以上)
糖尿病透析予防指導管理料	看護師	糖尿病及び糖尿病性腎症の予防指導に従事した経験	2年以上	国及び医療関係団体等が主催する研修	通算して10時間以上
緩和ケア診療加算	看護師	悪性腫瘍患者の看護に従事した経験	5年以上	国及び医療機関関係団体等が主催する研修	6月以上かつ600時間以上
認知症ケア加算1	医師	・精神科の経験 ・神経内科の経験	5年以上	国、都道府県又は医療機関関係団体等が主催する研修	2日間、7時間以上
	看護師	認知症患者の看護に従事した経験	5年以上	国及び医療機関関係団体等が主催する研修	6月以上かつ600時間以上
人工肛門・人工膀胱造設術前処置加算	看護師	急性期患者の看護に従事した経験	5年以上	医療関係団体等が認定する教育施設において実施する研修	20時間以上

○ 研修について

(1) 研修の科目と大まかな内容について、施術管理者として適切な保険請求を行うとともに質の高い施術を提供できるようにすることを目的として、以下のような案を基本として、検討することとしてはどうか。

(1) 職業倫理について

- 倫理
- 社会人・医療人としてのマナー
- 患者との接し方
- コンプライアンス(法令遵守)

(2) 適切な保険請求

- 保険請求できる施術の範囲
- 施術録の作成
- 支給申請書の作成
- 不正請求の事例

(続く)

○ 研修について

(続き)

(3) 適切な施術所管理

- 医療事故・過誤の防止
- 事故発生時の対応
- 医療機関等との連携
- 広告の制限

(4) 安全な臨床

- 患者の状況の的確な把握・鑑別
- 柔道整復術の適用の判断及び的確な施術
- 患者への指導
- 勤務者への指導

(参考1) 公益財団法人 柔道整復研修試験財団 の卒後臨床研修 の内容

分野	科 目	時間
I. 基礎 全4科目必修	イ. 研修の目的と意義	①卒後臨床研修ガイダンス 1時間
	ロ. 医の倫理	①医の倫理、生命倫理、患者の権利 ②社会人・医療人としてのマナー ③患者・家族へのマナー ④インフォームドコンセント ⑤患者とのコミュニケーション 2時間
	ハ. 保険制度	①保険医療と医療費 ②給付システムとその実際 <small>(行政指導を含む)</small> 2時間
	ニ. リスクマネジメント	①柔整医療危機管理の考え方 ②柔整医療過誤の実例とその予防 2時間
	イ. 施術録の意義	①施術録の必要性 ②施術録の記載方法 2時間
II. 臨床 全4科目必修	ロ. 医接連携	①医接連携のあり方 ②依頼状その他書類の記載方法 2時間
	ハ. 画像読影法	①単純X線像読影 ②CT像読影 ③MRI像読影 ④その他の画像読影 2時間
	ニ. 救急措置	①柔整診断の進め方と鑑別 ②救急処置の方法 1時間
	イ. 学術講座	①学会・学術大会論文 ※講義の中に「論文検索とその方法、研究発表の方法」の内容を含む講義とする 6時間 <small>(1時間半×4科目)</small>
III. 応用 全4科目必修 (応用分野5科目については、各会場で選択した4科目が開催される。イ.学術講座は必修。)	ロ. 専門基礎分野講座	①解剖学・生理学・病理学講座 ②整形外科学講座 ③その他
	ハ. 業務関連講座	①施術所業務講座 ②介護関連業務講座 ③スポーツトレーナー関連業務講座 ④その他関連業務講座
	ニ. 臨床講座	①体験外傷講座 ②治療講座
	ホ. 社会活動講座	①スポーツ救護講座 ②災害救護講座 ③地域活動講座 ④海外ボランティア講座
	12科目	20時間

受講者数

平成27年度 418人

平成28年度 396人

平成27年度の 新卒合格者数

4,099人



このほか、臨床研修施設
で1年間の勤務が必要

(参考2) 地方厚生(支)局における集団指導の事項例 (開設後1年未満の施術所を対象)

○受領委任の取扱い関係

- ・療養費の申請と受領委任の取扱い
- ・診療報酬と療養費の受領委任の相違点
- ・受領委任の届出・申出
- ・施術管理者の届出義務
- ・施術管理者の申出義務
- ・新規開設時の受領委任の届出
- ・施術所の移転・廃止
- ・施術管理者の変更
- ・開設者の変更

○指導監査関係

- ・指導監査委員会について
- ・集団指導について
- ・個別指導について
- ・個別指導後の対応について
- ・指導拒否等の対応について
- ・指導のポイント(主な指摘事項)
- ・監査について
- ・監査後の措置について
- ・受領委任の中止について

(2) 詳細については、以下のようなスケジュールで検討・準備することとしてはどうか。

【スケジュール案】

- ~7月 研修の項目・内容の確定
← 柔道整復師・医師・保険者・有識者等で検討することとしてはどうか。



- ~11月 テキストの作成
← 研修実施法人にテキスト作成委員会を設置して作成することとしてはどうか。



- 1月~ 研修開始

(続く)

(続き)

(3) 研修の実施主体についてどのように考えるか。

- 柔道整復師の研修についての実績があり、
- また、全国で統一的な研修の実施が可能

などの要件を満たす法人が行うこととしてはどうか。

また、要件を満たす場合には複数の法人が行えることとしてはどうか。

(4) 研修は、できるだけ47都道府県で、年1回以上実施することを基本に検討することとしてはどうか。

研修時間については、受講者の負担も考慮しつつ、検討することとしてはどうか。

例えば、16時間・2日間程度で実施することを基本として検討することについて、どう考えるか。

(続く)

(続き)

(5) 施術管理者の新規登録の際、研修実施法人が作成した証明書により研修受講を確認し、地方厚生(支)局において施術管理者情報として管理することとしてはどうか。

○ 施行日

施行日については、地方厚生(支)局における実務経験の登録管理の準備や、研修の準備の期間を考慮しつつ、できるだけ早く施行できるよう、検討してはどうか。

具体的な施行日を、どのように考えるか。

例えば、30年3月とすることについて、どう考えるか。